

「ナダ地域・社会の福祉生活課題カイケツ！」助成募集概要

神戸市灘区社会福祉協議会

この助成事業は、神戸市灘区社会福祉協議会(以下「本会」という。)が共同募金の配分金の一部を財源として、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるよう神戸市灘区内の福祉生活課題解決に取り組む団体を公募し、その活動に要する経費の一部を助成するものです。

1. 対象事業

本助成は、助成を受ける団体が直接実施する、灘区内の福祉生活課題解決に取り組む事業です。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは対象となりません。

- (1) 政治的活動や宗教的活動
- (2) 団体内のメンバーのみを対象とした事業や収益を得ることを目的とした事業
- (3) 公的資金または、他の補助金や委託金により行われている事業

2. 対象団体

- ・灘区を活動基盤とする地域団体、またはボランティア等による非営利の活動団体
- ・企画した活動を、終了まで責任を持って遂行できる団体（NPO 法人・大学サークルを含む）。

ただし、下記の団体は対象外とします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に定める暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成区分と助成額

区分	主な内容	上限額
Aタイプ	啓発・周知を目的として年1, 2回程度開催する事業 例) 講演会、ワークショップ	50,000円
Bタイプ	継続的なかわりを目的として年間を通じて年3回以上開催する事業 例) 不登校児の居場所、まぜこぜの居場所、外出支援	100,000円

4. 助成対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5. 申請

申請は、1団体1事業について申請できます。(複数事業の申請はできません)
所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類と共に本会窓口へご持参ください。

- ・申請書は、本会窓口またはホームページより入手ください。
- ・申請期間：令和4年8月1日(月)～8月31日(水)まで

・提出書類

- ①助成金申請書
- ②通帳のコピー（表と表裏面の名義、銀行・支店名、口座番号が分かるページ）
- ③構成員（会員）名簿
- ④申請団体の規約や申請事業以外の活動が分かるもの（会報や活動報告書等）

6. 助成対象経費

本事業に直接必要な下記の経費

消耗品費	コピー用紙、文具の購入費、事業内での食事・茶菓等材料費の一部（※1）
印刷費	コピー代、チラシ・資料の印刷代
賃借料	開催・打合せのための会場代 機器のレンタル代
保険料	行事保険、ボランティア保険
備品費	継続的に使用する1万円以上の物品（事前にご相談ください）
通信費	郵送等に係る経費（電話代は含みません）
交通費	電車・バス賃、ガソリンの実費
諸謝金	団体関係者以外の外部講師への謝金
その他	審査会で必要と認めるもの

※1 食事・茶菓や個人が持ち帰る制作物等の材料費は、参加費等参加者も経費の一部を負担しているものに限りません。

- ・事業実施団体名宛での領収書やレシート等の添付が必要です。

ただし、以下の経費は助成対象外とします。

団体構成員の人件費、事務所の維持管理費、光熱水費、電話代、事業に直接必要とされない経費、用途が特定できない経費。

7. スケジュール



8. 審査

- ・申請書類提出後、本会職員によるヒアリング、現地確認等を行う場合があります。
- ・申請団体から企画内容の説明をお願いする場合があります。
- ・灘区社会福祉協議会が設置する審査会において申請内容を審査し助成事業、助成金額を決定します。

9. 審査対象項目

○福祉生活課題解決・地域福祉への寄与度

- ・地域における福祉生活課題を的確にとらえているか

- ・地域の福祉力向上につながる取組か
- 独創性・先駆性
 - ・地域等の特性を活かし、創意工夫が見られるとりくみか
 - ・前例にとらわれず、新たな提案・先進的な取組みか
- 費用対効果、妥当性
 - ・必要経費に似合った効果が見込めるか
 - ・経費に対する参加人数、開催回数は適正か
- 運営・事業推進力
 - ・申請団体の運営が適正になされているか
 - ・企画した活動を、終了まで責任を持って遂行できる団体か
- 必要性・将来性
 - ・団体が財政的に困っているか
 - ・助成をすることで、将来的に発展的な成果が見込まれるか

10. 助成金の返還

次の場合は、助成金の一部または全額を返還していただきます。

- ・事業が未実施または計画通り実施できなかった場合
- ・助成金を申請した事業以外に使用した場合
- ・費消されていない助成金がある場合
- ・その他、本会が不相当と認めた場合

11. 助成決定した事業

助成が決定された事業のチラシ、ポスター、看板等には、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて実施している旨を表示してください。

また、募金活動へのご協力をお願いいたします。

12. 報告

事業を終了後、30日以内に報告書を本会に提出してください。

- ①報告書（助成決定後、本会より送付いたします）
- ②領収書、レシート等の写し
- ③事業のチラシ、広報物等
- ④事業内容がわかる写真2点以上（本会のHP やチラシ等に掲載が可能なもの）

お問合せ先・提出先

社会福祉法人 神戸市灘区社会福祉協議会

〒657-8570 神戸市灘区桜口町4丁目2-1 灘区役所6階

電話 (078) 843-7001 FAX (078) -843-7007

メール contact@nadaku-shakyo.org

ホームページ <https://nadaku-shakyo.org/>